



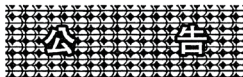
長野県報

6月23日(月)
令和 7 年
(2025 年)
第 619 号

目次

公 告

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・IT 振興課）	1
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課）	2
県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧（農地整備課）	3
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	4
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	4
土地改良区連合の定款変更の認可（農地整備課）	4
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	4
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	4
土地改良事業計画の変更の認可（2 件）（農地整備課）	5
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	5



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 6 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄内ショッピングタウン B 街区

松本市庄内土地区画整理事業地内 22 街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-602-1

ウエルシア薬局株式会社

東京都千代田区外神田 2-2-15

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社しまむら	高橋 維一郎	埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-602-1

4

変更した年月日

令和3年1月24日ほか

5

届出年月日

令和7年4月30日

6

届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7

縦覧の期間

令和7年6月23日から令和7年10月22日まで

8

意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9

意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年6月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 庄内ショッピングタウンB街区
- 松本市庄内土地区画整理事業地内22街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 株式会社しまむら
- 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1
- ウエルシア薬局株式会社
- 東京都千代田区外神田2-2-15
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社しまむら	午前10時	午後7時
2	ウエルシア薬局株式会社	午前10時	午後8時

(変更後)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社しまむら	午前10時	午後7時
2	ウエルシア薬局株式会社	午前8時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後)

時間帯
午前7時30分から午前0時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)

	位置	時間帯
1	③ 建物配置図 (B街区) 荷さばき施設 A 1	24時間
2	③ 建物配置図 (B街区) 荷さばき施設 A 2	24時間
3	③ 建物配置図 (B街区) 荷さばき施設 B	午前 9 時から午後 4 時まで

(変更後)

	位置	時間帯
1	③ 建物配置図 (B街区) 荷さばき施設 A 1	24時間
2	③ 建物配置図 (B街区) 荷さばき施設 A 2	
3	③ 建物配置図 (B街区) 荷さばき施設 B	

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
令和7年9月30日
- 5 届出年月日
令和7年5月12日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年6月23日から令和7年10月22日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による長野市長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和7年6月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業変更計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年6月24日から令和7年7月22日まで
- 3 縦覧の場所
長野市役所農地整備課
- 4 意見書の提出方法
縦覧期間満了までに、長野県長野地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課

公告

県営本山地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和7年6月23日

長野県知事 阿部 守 一

1 土地改良事業の名称
農村地域防災減災事業

2 工事の着手年月日
令和6年2月2日

3 工事の完了年月日
令和6年11月11日

農地整備課

公告

令和7年5月27日、安曇野市等々力土地改良区の定款変更を認可しました。

令和7年6月23日

長野県松本地域振興局長 斎藤 政一郎

農地整備課

公告

令和7年5月28日、長野県伊那西部土地改良区連合の定款変更を認可しました。

令和7年6月23日

長野県上伊那地域振興局長 池上 安 雄

農地整備課

公告

駒ヶ根市駒ヶ根竜東土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

令和7年6月23日

長野県上伊那地域振興局長 池上 安 雄

理 事

新 任

氏 名 住 所
滝 沢 洋 子 駒ヶ根市東伊那2760番地イ

農地整備課

公告

東筑摩郡波田堰土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

令和7年6月23日

長野県松本地域振興局長 斎藤 政一郎

理 事

退 任

氏 名 住 所
波多腰 哲 郎 松本市波田6265番地

農地整備課

公告

令和 7 年 5 月 13 日、安曇野市第二拾ヶ堰土地改良区の土地改良事業（維持管理計事業）計画の変更を認可しました。
令和 7 年 6 月 23 日

長野県松本地域振興局長 斎 藤 政一郎

農地整備課

公告

令和 7 年 6 月 4 日、北安曇郡池田町土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を認可しました。
令和 7 年 6 月 23 日

長野県北アルプス地域振興局長 柳 原 健

農地整備課

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和 7 年 6 月 23 日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

1 許可番号

令和 7 年 4 月 17 日 長野県佐久建設事務所指令 6 佐建第 73-21 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市伴野字涌石 867-2、867-3、868、869-1、869-3、869-4 の内、869-5 の内、869-7、870-1、870-2、870-3、870-4、870-5、871-1、872-1、872-3、872-4、872-5、872-7、872-8、872-9、873-1、873-2、873-7、873-8、873-17 の内、873-18 の内、字土手陰 11-2、12-1、13-1、13-2、14、15、16、17、18、小宮山字西 19-4 の内、26-1、26-2、26-3、26-4、26-5 の内、27-1、27-2、28-1、28-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市野沢 20

千曲バス株式会社 代表取締役社長 高 野 公 秀

都市・まちづくり課